

「高齢者あんしんサポートハウス亀岡友愛園」基本利用料金表

令和5年11月

対象収入の階層区分		① サービスの提供に要する費用	② 生活費	③ 居住に要する費用	利用者基本負担額
1	～800,000 円以下	10,000	42,490	9,000	61,490
	800,001 円～1,500,000 円	10,000	42,490	19,000	71,490
2	1,500,001 円～1,600,000 円	13,000	42,490	27,000	82,490
3	1,600,001 円～1,700,000 円	16,000	42,490	27,000	85,490
4	1,700,001 円～1,800,000 円	19,000	42,490	27,000	88,490
5	1,800,001 円～1,900,000 円	22,000	42,490	27,000	91,490
6	1,900,001 円～2,000,000 円	25,000	42,490	27,000	94,490
7	2,000,001 円～2,100,000 円	30,000	42,490	27,000	99,490
8	2,100,001 円～2,200,000 円	35,000	42,490	27,000	104,490
9	2,200,001 円～2,300,000 円	40,000	42,490	27,000	109,490
10	2,300,001 円～2,400,000 円	45,000	42,490	27,000	114,490
11	2,400,001 円～2,500,000 円	50,000	42,490	27,000	119,490
12	2,500,001 円～2,600,000 円	57,000	42,490	27,000	126,490
13	2,600,001 円～2,700,000 円	64,000	42,490	27,000	133,490
14	2,700,001 円～2,800,000 円	71,000	42,490	27,000	140,490
15	2,800,001 円～2,900,000 円	78,000	42,490	27,000	147,490
16	2,900,001 円～3,000,000 円	85,000	42,490	27,000	154,490
17	3,000,001 円～	88,700	42,490	27,000	158,190

(注)上の表の「対象収入」とは、前年の収入から所得税・住民税、社会保険料、医療費などの必要経費を控除した後の収入を言います。

(注)前年の収入は、(国民・厚生)等の年金と遺族年金も対象になります。

《別途に必要な費用》

※ ④冬季加算金(11月～3月) 1,880円(月額)

※ ⑤光熱水費 7,000円(月額)

※ 入居時預かり金として、100,000円を申し受けます。

(退居される時に、居室の原状回復費として充当いたします。残金がある時は返金いたします。)

《月途中に入居された月の利用料金》

- 1ヵ月分の(②生活費+③居住費+④冬季加算金+⑤光熱水費)×入居日から月末までの日数÷その月の月日数(11月～3月の場合)
- 1ヵ月分の(②生活費+③居住費+⑤光熱水費)×入居日から月末までの日数÷その月の月日数(4月～10月の場合)

《月途中に退所された月の利用料金》

- 1ヵ月分の(②生活費+③居住費+④冬季加算金+⑤光熱水費)×月初から退所日までの日数÷その月の月日数(11月～3月の場合)
- 1ヵ月分の(②生活費+③居住費+⑤光熱水費)×月初から退所日までの日数÷その月の月日数(4月～10月の場合)

※ ① サービスの提供に要する費用は、月初めの1日に在籍されている方の負担になります。